



山形県公報

平成27年4月17日(金)
第2639号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託……………(子育て支援課) ……575
- 指定介護老人福祉施設の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 山形県民の海・プールの利用料金……………(観光交流課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……579
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……580

正 誤

告 示

山形県告示第451号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成27年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務
保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 社会福祉法人日本保育協会
 - (2) 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 3 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県告示第452号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成27年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護老人福祉施設の開設者の名称	指定介護老人福祉施設の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人羽黒百寿会	ユニット型特別養護老人ホームかみじ荘 鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地の3	介護福祉施設サービス	平成27. 4. 1

山形県告示第453号

山形県民の海・プール条例(平成12年3月県条例第26号)第7条第2項の規定により、山形県民の海・プールの利用料金を次のとおり承認した。

平成27年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利 用 料 金			
個 人	一般	回数券による利用の場合	1人11回につき	5,700円	
			1人22回につき	10,300円	
	一般	パスポートによる利用の場合	1人1年につき	29,400円	
			パスポート（高齢者）による利用の場合	1人1年につき	23,000円
	一般	パスポート（障がい者等）による利用の場合	1人1年につき	23,000円	
			夏季の利用の場合	1人1回につき	630円
	一般	冬季の利用の場合	1人1回につき	470円	
			高齢者の利用の場合	1人1回につき	420円
	一般	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	420円	
			トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	420円
	一般	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	630円
				上記以外の日	570円
	一般	高齢者の利用の場合	1人1回につき	520円	
			障がい者等の利用の場合	1人1回につき	520円
	一般	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	420円	
			高校生	回数券による利用の場合	1人11回につき
1人22回につき	6,100円				
高校生	パスポートによる利用の場合	1人1年につき	17,900円		
		夏季の利用の場合	1人1回につき	420円	
高校生	冬季の利用の場合	1人1回につき	280円		
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	260円	
高校生	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	260円		

		夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	420円
				上記以外の日	340円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき		310円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		260円
児童等	回数券による利用の場合	1人11回につき		2,900円	
		1人22回につき		5,300円	
	パスポートによる利用の場合	1人1年につき		14,500円	
	夏季の利用の場合	1人1回につき		310円	
	冬季の利用の場合	1人1回につき		230円	
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき		210円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		210円
		夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	310円
				上記以外の日	280円
			障がい者等の利用の場合	1人1回につき	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		210円
団体	一般	夏季の利用の場合	1人1回につき		500円
		冬季の利用の場合	1人1回につき		470円
		高齢者の利用の場合	1人1回につき		420円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき		420円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		390円
		夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	500円
				上記以外の日	470円
		高齢者の利用の場合	1人1回につき		420円
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき		420円	

		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	390円
高校生	夏季の利用の場合		1人1回につき	340円
	冬季の利用の場合		1人1回につき	280円
	障がい者等の利用の場合		1人1回につき	260円
	トレーニングルームのみの利用の場合		1人1回につき	240円
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	340円
			上記以外の日	280円
	障がい者等の利用の場合		1人1回につき	260円
	トレーニングルームのみの利用の場合		1人1回につき	240円
児童等	夏季の利用の場合		1人1回につき	250円
	冬季の利用の場合		1人1回につき	230円
	障がい者等の利用の場合		1人1回につき	210円
	トレーニングルームのみの利用の場合		1人1回につき	190円
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	250円
			上記以外の日	230円
	障がい者等の利用の場合		1人1回につき	210円
	トレーニングルームのみの利用の場合		1人1回につき	190円
親子	回数券による利用の場合		1組11回につき	7,100円
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1組1回につき	土曜日等	940円
			上記以外の日	770円

備考

- この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「親子」とは、一般と児童等の各1名ずつの1組をいう。
- この表において「高齢者」とは、利用日における年齢が満65歳以上の者をいう。
- この表において「障がい者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所

又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者をいう。

7 この表において「夏季」とは、7月1日から8月31日までの日をいう。

8 この表において「冬季」とは、11月1日から翌年の3月31日までの日をいう。

9 この表において「土曜日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 適用期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

山形県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大町溝土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成27年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 良	酒田市大野新田字村南164番地
同	伊 藤 幹 雄	同 砂越字上川原441番地
同	平 向 徳 正	同 白ヶ沢字池田通90番地
同	須 田 正 弘	同 山寺字宅地57番地の1
同	富 樫 賢 一	同 竹田字清水下26番地
同	石 川 巖	同 中野目字割前88番地
同	阿 曾 兼 太	同 檜橋字大柳97番地
同	田 中 修 一	同 土崎字屋敷添66番地
同	高 橋 文 男	同 遊摺部甲10番地
監 事	齋 藤 久 太 郎	同 山谷字三ヶ沢13番地
同	木 村 隆	同 亀ヶ崎四丁目4番15号
同	佐 藤 孝 喜	同 中牧田字山岸52番地

山形県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大町溝土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成27年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	佐藤 良	酒田市大野新田字村南164番地
同	伊藤 幹雄	同 砂越字上川原441番地
同	平向 徳正	同 白ヶ沢字池田通90番地
同	須田 正弘	同 山寺字宅地57番地の1
同	佐藤 孝喜	同 中牧田字山岸52番地
同	石川 巖	同 中野目字割前88番地
同	前田 茂	同 生石字登路田71番地の1
同	田中 修一	同 土崎字屋敷添66番地
同	佐藤 隆	同 遊摺部甲31番地
監事	木村 隆	同 亀ヶ崎四丁目4番15号
同	佐藤 賢一	同 三之宮字村上37番地の1
同	齋藤 勝義	同 地見興屋字村東43番地

山形県告示第456号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「千石町3番32号」を「文園町1番6号」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月27日から施行する。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成27. 3. 31	第2634号	489	23	882番4	890番1
同	同	同	24	192	191
同	同	同	27	西村山郡河北町谷地字月山堂 890番1から	同上
同	同	同	28	同 896番3まで	270

平成27年4月17日印刷
平成27年4月17日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056